



島根県報

令和2年10月30日（金）

第 154 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 (高齢者福祉課) 2

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (障がい福祉課) 5

自立支援医療機関の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (") 5

自立支援医療機関の指定

地域森林計画の変更 (森林整備課) 5

土砂災害警戒区域の指定の解除（2件） (砂防課) 6

土砂災害警戒区域の指定（2件） (") 8

土砂災害特別警戒区域の指定（2件） (") 10

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 11

公布された条例等のあらまし

◇老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第87号）

1 規則の概要

老人福祉法施行規則の改正に伴う様式の整備（様式第1号・様式第2号・様式第4号—様式第6号その2関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月30日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第87号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（平成14年島根県規則第40号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

経営者の氏名及び住所（法人 にあつては、その名称及び事 務所の所在地）	
条例・定款その他の基本約款	

」

を

「

経営者の氏名及び住所（法人 にあつては、その名称及び事 務所の所在地）	
-------------------------------------------	--

」

に、

「

主 な 職 員 の 経 歴	
事業を行おうとする区域	

」

を

「

事業を行おうとする区域	
-------------	--

」

に改め、同様式（添付書類）を次のように改める。

（添付書類）

届出者の登記事項証明書又は条例

様式第2号備考中2を削り、3を2とする。

様式第4号中

「

施設の長その他主な 職員の氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
施設の長その他主な 職員の経歴				

」

を

「

施 設 の 長 の 氏 名	
---------------	--

」

に改め、同様式（添付書類）を次のように改める。

（添付書類）

届出者の登記事項証明書（届出者が市町村以外の者である場合に限る。）

様式第5号その1中

「

施 設	名 称	
	所 在 地	
施 設 の 地 理 的 状 況		

」

を

「

施 設	名 称	
	所 在 地	

」

に改め、同様式（添付書類）を次のように改める。

（添付書類）

届出者の登記事項証明書（届出者が地方独立行政法人である場合に限る。）

様式第5号その2中

「

施 設	名 称	
	所 在 地	
施 設 の 地 理 的 状 況		

」

を

「

施 設	名 称	
	所 在 地	

」

に改め、同様式（添付書類）中1及び2を削り、3を1とし、4を2とし、同様式（添付書類）に次のように加える。

3 届出者の登記事項証明書（届出者が地方独立行政法人である場合に限る。）

様式第6号その1中

「

施 設	名 称	
	所 在 地	
施 設 の 地 理 的 状 況		

」

を

「

施 設	名 称	
	所 在 地	

」

に改め、同様式（添付書類）を次のように改める。

（添付書類）

申請者の登記事項証明書

様式第6号その2中

「

施 設	名 称	
	所 在 地	
施 設 の 地 理 的 状 況		

」

を

「

施 設	名 称	
	所 在 地	

」

に改め、同様式（添付書類）中1及び2を削り、3を1とし、4を2とし、その次に次のように加える。

3 届出者の登記事項証明書（届出者が地方独立行政法人である場合に限る。）

様式第6号その2（添付書類）中5及び6を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

島根県告示第633号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

令和2年10月30日

島根県知事 丸 山 達 也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	更新年月日
名 称	所 在 地		
訪問看護ステーションウェルガー デンたんぼ	出雲市塩冶町1978-2	精神通院医療	令和2年10月1日
有限会社乃木調剤薬局	松江市田和山町137	精神通院医療	令和2年10月2日
シーズ薬局高田町店	浜田市高田町67-4	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年10月6日

島根県告示第634号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年10月30日

島根県知事 丸 山 達 也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
奥出雲訪問看護ステーションにた	仁多郡奥出雲町三成1622-1	精神通院医療	令和2年10月1日

島根県告示第635号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和2年10月30日

島根県知事 丸 山 達 也

森林計画区の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
江の川下流域地域森林計画区（浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター、西部農林振興センター県央事務所	自 令和2年10月30日 至 令和2年11月30日
斐伊川地域森林計画区（松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市）	島根県農林水産部森林整備課、東部農林振興センター、東部農林振興センター雲南事務所、東部農林振興センター出雲事務所	自 令和2年10月30日 至 令和2年11月30日
隠岐地域森林計画区（隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村）	島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局	自 令和2年10月30日 至 令和2年11月30日

高津川地域森林計画区（益田市、津和野町、吉賀町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター益田事務所	自 令和2年10月30日 至 令和2年11月30日
--------------------------	-------------------------------	------------------------------

島根県告示第636号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成17年島根県告示第1,290号及び平成18年島根県告示第355号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和2年10月30日

島根県知事 丸山達也

- 1 解除に係る市町村の名称
松江市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
大界B、水行、上竹矢B、津田A、湫南台、来見E
- 3 解除に係る区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第637号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成21年島根県告示第397号及び平成26年島根県告示第127号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和2年10月30日

島根県知事 丸山達也

- 1 解除に係る市町村の名称
吉賀町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
(1) 急傾斜地の崩壊
奈良原A、上高尻A、上高尻B、保道、下高尻A、下高尻B、伊勢原A、伊勢原B、伊勢原C、巾井谷、大和田橋東、大和田橋南、師井北、師井、皆富、皆富南、上七日市、上七日市東、小野々A、小野々B、月和田A、月和田B、月和田C、七日市河内、見川、大谷A、大谷B、栈敷D、栈敷C、栈敷B、栈敷A、田丸A、田丸B、田丸C、田丸D、七々村B、七々村C、七々村D、七々村E、下市、横立C、横立B、横立A、七々村A、田丸E、大橋、山谷、下高尻C、西組南、西組、西組北、柏原南、柏原、柏原北、上野原A、上野原B、上野原C、上高尻C、奈良原B、七日市七日市A、坂折A、坂折F、坂折B、坂折E、坂折D、坂折C、坂折G、吉原、光長A、光長B、注連川東、朝倉河内B、朝倉河内A、三助、注連川西、朝倉東C、朝倉東B、出合B、捨河内A、捨河内B、出合A、棗A、河山B、河山A、河山奥A、河山奥B、河山奥C、河山C、朝倉中村A、朝倉中村B、朝倉中村C、棗B、本郷A、本郷B、本郷C、野田、樋の口、朝倉西C、朝倉西B、朝倉西A、仲仙道、朝倉東A、院身C、院身B、院身A、大杉、蓼野B、立戸A、立戸B、広石、広石上A、広石上B、広石上C、上沢田、新町、迫、久保田、溝上、迫田、八ヶ迫B、八ヶ迫A、山根A、山根B、有網、有飯A、有飯B、立河内A、立河内B、立河内中、立河内上、幸地A、幸地C、幸地B、亀原B、亀原A、立河内C、亀原C、亀原D、恩給A、恩給B、下沢田A、下沢田B、下沢田C、下塚B、下塚A、九郎原、河津A、河津B、長瀬、金山谷A、金山谷B、金山谷C、初見上、初見、初見下、

新田、新田下、柏谷B、柏谷A、田野原A、田野原B、樋口、岡下、岡上、吉舛、蔵木A、蔵木B、藤根、重則、星坂A、星坂B、九郎原A、田野原C、柿木谷、釣川、杉山A、杉山B、杉山C、杉山D、甲島、島ヶ原、古迫、小野原、夜打原C、柿木第一、柳原A、夜打原B、夜打原、月瀬A、月瀬B、月瀬C、月瀬D、月瀬E、月瀬F、落合、七瀬A、七瀬B、中間A、中間B、上木部A、上木部B、上木部C、上木部D、上木部E、中間C、久領、七瀬C、木部谷、柿木中村A、柿木中村B、下木部、向津B、伊豆師、殿明、中組、向津A、月瀬G、月瀬H、柳原B、坂本C、猿走、松原A、黒淵A、黒淵B、黒淵C、中条、黒淵D、黒淵E、猿田原、黒淵F、黒淵G、中河内A、中河内B、梶谷C、梶谷B、梶谷A、土場、茂土路、松原B、菅原B、菅原A、古本、平野、本郷下B、折橋、口屋A、口屋B、口屋C、本郷上北、本郷上、本郷下、亀田、伊豆原、栗ノ木、坂本B、坂本A、柿木、役場裏、旭、下河内、上白谷、白谷B、白谷C、大井谷A、大井谷B、大井谷C、大井谷D、大井谷E、大井谷F、井手ヶ原、白谷A、法師淵B、法師淵、法師淵C、法師淵D、原手B、原手A、下ヶ原上、下ヶ原、柿木村福川A、柿木村福川B、殿明3、柿木村福川C

(2) 土石流

上高尻谷、カツバシ谷、下高尻、保道谷川、尻高川、妙見谷、明地谷、中井谷A、巾井谷川、中井谷B、藤井谷、大和田谷、崩土谷、中市谷、小野口谷、小野口谷川、茶畑谷、カンノン谷、山根溢谷、寺ヶ溢川、月和田谷支川、足谷下川A、抜月支谷、河内上谷川A、河内上谷川B、エブケ谷川、抜月河内、抜月大谷川、七日市足谷川A、七日市足谷川B、七日市足谷川C、棧敷、田丸、田丸下川、川タキ谷、田丸宮谷川、山登谷川、七々村谷、七々村、正国谷、七日市下、森ヶ溢谷、幸町谷川、上横立下谷、伊勢原谷、ジチウガサコ、西組下川、うなみ谷川、トビヶ迫谷川、寺ヶ迫谷、樋の谷川右支溪、樋の谷川、ホトケガサコ、上の原谷、宇藤谷川、北ヶ迫、上の原下川、三島樋の谷、西ヶ谷川A、西ヶ谷川B、わらび谷川、西ヶ谷川C、上高尻A、上高尻B、抜月支谷A、破ヶ迫谷川、坂折川A、坂折川B、朝倉西A、朝倉西B、助太郎谷川、坂折谷、能美谷、吉原谷川A、吉原谷川B、光長谷川、滝ヶ谷川、甲羅谷川A、炎ヶ迫谷、注連川西、上徳谷、鋳物師谷川、仮屋谷川、上伊谷川B、上伊谷川A、伊谷川、うつぐり谷川、奥中小谷、野田谷川、小河内川、荒谷、捨河内谷川、出合、河山奥谷A、河山奥谷B、河山奥谷C、河山A、蓼野、オオマルイワ、日打岩谷川、河山B、広草谷川、河山2号川、朝倉足谷川、下河山谷、茶の迫、家ノ後溢、石原谷、本郷谷、本郷、樋ノ口谷、朝倉西C、朝倉西D、大杉谷川、朝倉西E、甲羅谷川B、蓼野川支川、矢野谷、トノコノ谷、立戸川A、立戸川B、築山谷川、湯谷川、六日町宮の谷川、細倉谷川、空谷川、天ヶ迫谷川、岡谷川、薬師谷川、奥畑谷川、上沢田谷、六日市下、椿城谷川、迫の谷川、漆迫谷川、山根谷、有飯、八ヶ迫谷川、神平川、入江谷川、上立河内谷川A、上立河内谷川B、幸地畑川A、幸地畑川B、幸地畑川C、多屋ヶ迫川A、多屋ヶ迫川B、蓮花寺谷川、恩給川A、恩給川B、恩給川C、段原下谷川、段原谷川、京庵谷、迫田谷、指月谷川、大木谷川、青ヶ迫川、ヘイロク谷、重藤谷、立戸A、立戸B、立戸C、立戸D、六日町宮の谷川右支溪、幸地川、畑詰川、水ヶ手谷川、河津谷川、河津迫谷左、河津迫谷、河津迫谷右、こずもり、金山谷川A、金山谷川B、初見谷川B、初見谷川A、柏谷川A、柏谷川B、柏谷川C、柏谷川D、田野原上川A、田野原上川B、一の谷川、樋口川、樋口谷川、居鍛冶谷川、太ノ妙川、親迫川、利光谷川、林谷川、常国谷、常国谷川、重則川、蔵根谷川、藤根谷川、本蔵木谷川、柏谷川E、田野原A、釣川谷川、上手溢谷川、杉山谷川左支溪A、杉山谷川左支溪B、茨ヶ谷川、古迫谷川、月瀬谷川右支溪、月瀬谷川、月瀬谷川上、大楠谷支川、大楠谷川、勘根尾谷川、勘根尾谷川左支溪、大戸谷川、木部谷川右支溪、寺ヶ迫谷川、田代谷川、ツエガ谷川、木部谷川、細尾谷川、木部谷川左支溪、久領谷川、猪子山谷川右支溪、猪子山谷川、猪子山谷川左支溪、七瀬ロヶ谷川、宮の谷川、宮の谷川右支溪、宮の谷川左支溪A、宮の谷川左支溪B、宮の谷川左支溪C、杓ノ谷川、森ノ奥谷川、摺谷川、火の谷川、辰岩尻谷川、伊豆谷、殿明ロヶ谷川、山上ノ山谷川、ヤンダイ谷川、宮迫谷川、向津谷、火の迫谷川、猿走谷川、松原谷、小峯谷川右支溪B、小峯谷川右支溪A、小峯谷川左支溪A、小峯谷川左支溪B、猿田原谷、背戸溢谷川、足谷山谷川、角ヶ谷川、古江堂谷支川、悪谷川、後畑谷川、茂土路谷川、ビシャゴ谷川、菅原谷川、梅ノ木谷川、早川谷川、古本谷川、古本谷川下、平野谷川、平野谷川右支溪、堤谷川、本郷川左支溪、本郷川支川左支溪、口屋谷、馬地谷川、六右エ門谷川、本郷中谷、ガニガ谷川、森本谷川、本郷下谷、八王子谷川、栗木谷川右支溪、栗木谷川、小峠谷川、坂本谷川、太鼓堂谷川、柿木樋ノ

谷川、宮ヶ谷川、堀切谷川、越峠谷川、竹ノ鼻谷川、目ナゴ谷川、井出ヶ原B、茨ヶ迫谷川、小赤谷川、赤谷川、ア
シ谷川、大井谷川右支溪、ヤタイ谷川、元ヶ谷川、道谷川、大井谷川、杉ヶ谷川、風呂ヶ溢谷川、立目谷川、クレガ
迫谷川、井出ヶ原A、法師淵谷川、本溢谷川、本溢谷川下、橋ヶ谷川、橋ヶ谷川下、迫ヶ溢川、柿木足谷川、四助谷
川B、セド山谷川、菅原谷川A

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所及び吉賀町役場において一般の
縦覧に供する。）

島根県告示第638号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定によ
り、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年10月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

松江市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

大界B、水行、上竹矢B、津田A、湍南台、来見E

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第639号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定によ
り、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年10月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

吉賀町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

奈良原A、上高尻A、上高尻B、保道、下高尻A、下高尻B、高尻A、高尻B、伊勢原A、伊勢原B、伊勢原C、
巾井谷、大和田橋東、大和田橋南、師井北、師井、皆富、皆富南、上七日市、上七日市東、小野々A、小野々B、月
和田A、月和田B、月和田C、七日市河内、見川、大谷A、大谷B、栈敷D、栈敷C、栈敷B、栈敷A、田丸A、田
丸F、田丸B、田丸C、田丸D、七々村B、七々村C、七々村D、七々村E、下市、横立C、横立B、横立A、七々
村A、田丸E、大橋、山谷、下高尻C、西組A、西組南、西組、西組北、柏原南、柏原、柏原北、上野原A、上野原
B、上野原C、上高尻C、奈良原B、七日市七日市A、坂折A、坂折F、坂折B、坂折E、坂折D、坂折G、吉原、
光長A、光長B、注連川東、朝倉河内B、朝倉河内A、三助、注連川西、中の原、朝倉東C、朝倉東B、出合B、捨
河内A、捨河内B、出合A、棗A、河山B、河山A、河山奥A、河山奥B、河山奥C、朝倉中村A、朝倉中村B、中
村A、中村B、朝倉中村C、棗B、棗C、本郷A、本郷B、本郷C、野田、樋の口、朝倉西C、朝倉西B、朝倉西
A、仲仙道、朝倉東A、院身C、院身D、院身B、院身E、院身A、大杉、蓼野B、立戸A、立戸B、広石、広石上

A、広石上B、広石上C、上沢田、上沢田B、新町、迫、久保田B、久保田、溝上、迫田、八ヶ迫B、八ヶ迫A、山根A、山根B、有網、有飯A、有飯B、立河内A、立河内B、立河内中、立河内上、幸地A、幸地C、幸地B、亀原B、亀原A、立河内C、亀原C、亀原D、恩給A、恩給B、下沢田A、下沢田B、下沢田C、下塚B、下塚A、九郎原、河津A、河津B、長瀬、金山谷A、金山谷B、金山谷C、初見上、初見、新田、新田下、柏谷B、柏谷A、田野原A、田野原B、樋口、岡下、岡上、吉舛、蔵木A、蔵木B、藤根、重則、星坂A、星坂B、九郎原A、田野原C、柿木谷、釣川、杉山A、杉山B、杉山C、杉山D、甲島、島ヶ原、古迫、小野原、夜打原C、柿木第一、柳原A、夜打原B、夜打原、月瀬A、月瀬B、月瀬C、月瀬D、月瀬E、月瀬F、落合、七瀬A、七瀬B、中間A、中間B、上木部A、上木部B、上木部C、上木部D、上木部E、中間C、久領、七瀬C、木部谷、柿木中村A、柿木中村B、下木部、向津B、伊豆師、殿明、中組、向津A、月瀬G、月瀬H、柳原B、坂本C、猿走、松原A、黒淵A、黒淵B、黒淵C、中条、黒淵D、黒淵E、猿田原、黒淵F、黒淵G、中河内B、栴谷C、栴谷B、栴谷A、土場、茂土路、松原B、菅原B、菅原A、古本、平野、本郷下B、折橋、口屋A、口屋B、口屋C、本郷上北、本郷上、本郷下、亀田、伊豆原、栗ノ木、坂本B、坂本A、柿木、役場裏、旭、下河内、上白谷、白谷B、白谷C、大井谷A、大井谷B、大井谷C、大井谷D、大井谷E、大井谷F、井手ヶ原、白谷A、法師淵B、法師淵、法師淵C、法師淵D、原手B、原手A、下ヶ原上、下ヶ原、柿木村福川A、柿木村福川B、殿明3、柿木村福川C

(2) 土石流

上高尻谷、カツバシ谷、下高尻、保道谷川、尻高川、妙見谷、明地谷、中井谷A、巾井谷川、中井谷B、藤井谷、大和田谷、崩土谷、中市谷、小野口谷、小野口谷川、茶畑谷、カンノン谷、山根溢谷、寺ヶ溢川、月和田谷支川、足谷下川A、抜月支谷、河内上谷川A、河内上谷川B、エブケ谷川、抜月河内、抜月大谷川、七日市足谷川A、七日市足谷川B、七日市足谷川C、棧敷、田丸、田丸下川、川タキ谷、田丸宮谷川、山登谷川、七々村谷、七々村、正国谷、七日市下、森ヶ溢谷、幸町谷川、上横立下谷、伊勢原谷、ジチウガサコ、西組下川、うなみ谷川、トビケ迫谷川、寺ヶ迫谷、樋の谷川右支溪、樋の谷川、ホトケガサコ、上の原谷、宇藤谷川、北ヶ迫、上の原下川、三島樋の谷、西ヶ谷川A、西ヶ谷川B、わらび谷川、西ヶ谷川C、上高尻A、上高尻B、抜月支谷A、破ヶ迫谷川、坂折川A、坂折川B、朝倉西A、朝倉西B、助太郎谷川、坂折谷、能美谷、吉原谷川A、吉原谷川B、光長谷川、滝ヶ谷川、甲羅谷川A、炎ヶ迫谷、注連川西、上徳谷、鋳物師谷川、仮屋谷川、上伊谷川B、上伊谷川A、伊谷川、うづぐり谷川、奥中小谷、野田谷川、小河内川、荒谷、捨河内谷川、出合、河山奥谷A、河山奥谷B、河山奥谷C、河山A、蓼野、オオマルイワ、日打岩谷川、河山B、広草谷川、河山2号川、朝倉足谷川、下河山谷、茶の迫、家ノ後溢、石原谷、本郷谷、本郷、樋ノ口谷、朝倉西C、朝倉西D、大杉谷川、朝倉西E、甲羅谷川B、蓼野川支川、矢野谷、トノコノ谷、立戸川A、立戸川B、築山谷川、湯谷川、六日町宮の谷川、細倉谷川、空谷川、天ヶ迫谷川、岡谷川、薬師谷川、奥畑谷川、上沢田谷、六日市下、椿城谷川、迫の谷川、漆迫谷川、山根谷、有飯、八ヶ迫谷川、神平川、入江谷川、上立河内谷川A、上立河内谷川B、幸地畑川A、幸地畑川B、幸地畑川C、多屋ヶ迫川A、多屋ヶ迫川B、蓮花寺谷川、恩給川A、恩給川B、恩給川C、段原下谷川、段原谷川、京庵谷、迫田谷、指月谷川、大木谷川、青ヶ迫川、へイロク谷、重藤谷、立戸A、立戸B、立戸C、立戸D、六日町宮の谷川右支溪、幸地川、畑詰川、水ヶ手谷川、河津谷川、河津迫谷左、河津迫谷、河津迫谷右、こずもり、金山谷川A、金山谷川B、初見谷川B、初見谷川A、柏谷川A、柏谷川B、柏谷川C、柏谷川D、田野原上川A、田野原上川B、一の谷川、樋口川、樋口谷川、居鍛冶谷川、太ノ妙川、親迫川、利光谷川、林谷川、常国谷、常国谷川、重則川、蔵根谷川、藤根谷川、本蔵木谷川、柏谷川E、田野原A、釣川谷川、上手溢谷川、杉山谷川左支溪A、杉山谷川左支溪B、茨ヶ谷川、古迫谷川、月瀬谷川右支溪、月瀬谷川、月瀬谷川上、大楠谷支川、大楠谷川、勘根尾谷川、勘根尾谷川左支溪、大戸谷川、木部谷川右支溪、寺ヶ迫谷川、田代谷川、ツエガ谷川、木部谷川、細尾谷川、木部谷川左支溪、久領谷川、猪子山谷川右支溪、猪子山谷川、猪子山谷川左支溪、七瀬ロヶ谷川、宮の谷川、宮の谷川右支溪、宮の谷川左支溪A、宮の谷川左支溪B、宮の谷川左支溪C、杓ノ谷川、森ノ奥谷川、摺谷川、火の谷川、辰岩尻谷川、伊豆谷、殿明ロヶ谷川、山上ノ山谷川、ヤンダイ谷川、宮迫谷川、向津谷、火の迫谷川、猿走谷川、松原谷、小峯谷川右支溪B、小峯谷川右支溪A、小峯谷川左支溪A、小峯谷川左支溪B、猿田原谷、背戸溢谷川、足谷山谷川、角ヶ谷川、古江堂谷支川、悪谷

川、後畑谷川、茂土路谷川、ビシャゴ谷川、菅原谷川、梅ノ木谷川、早川谷川、古本谷川、古本谷川下、平野谷川、平野谷川右支溪、堤谷川、本郷川左支溪、本郷川支川左支溪、口屋谷、馬地谷川、六右エ門谷川、本郷中谷、ガニガ谷川、森本谷川、本郷下谷、八王子谷川、栗木谷川右支溪、栗木谷川、小峠谷川、坂本谷川、太鼓堂谷川、柿木樋ノ谷川、宮ヶ谷川、堀切谷川、越峠谷川、竹ノ鼻谷川、目ナゴ谷川、井出ヶ原B、茨ヶ迫谷川、小赤谷川、赤谷川、アシ谷川、大井谷川右支溪、ヤタイ谷川、元ヶ谷川、道谷川、大井谷川、杉ヶ谷川、風呂ヶ溢谷川、立目谷川、クレガ迫谷川、井出ヶ原A、法師淵谷川、本溢谷川、本溢谷川下、橋ヶ谷川、橋ヶ谷川下、迫ヶ溢川、柿木足谷川、四助谷川B、セド山谷川、菅原谷川A

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所及び吉賀町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第640号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年10月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

松江市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

大界B、水行、上竹矢B、津田A、湍南台、来見E

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第641号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年10月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

吉賀町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

奈良原A、上高尻A、上高尻B、保道、下高尻A、下高尻B、高尻A、高尻B、伊勢原A、伊勢原B、伊勢原C、巾井谷、大和田橋東、大和田橋南、師井北、師井、皆富、皆富南、上七日市、上七日市東、小野々A、小野々B、月和田A、月和田B、月和田C、七日市河内、見川、大谷A、大谷B、栈敷D、栈敷C、栈敷B、栈敷A、田丸A、田丸F、田丸B、田丸C、田丸D、七々村B、七々村C、七々村D、七々村E、下市、横立C、横立B、横立A、七々村A、田丸E、大橋、山谷、下高尻C、西組A、西組南、西組、西組北、柏原南、柏原、柏原北、上野原A、上野原B、上野原C、上高尻C、奈良原B、七日市七日市A、坂折A、坂折F、坂折B、坂折E、坂折D、坂折G、吉原、光長A、光長B、注連川東、朝倉河内B、朝倉河内A、三助、注連川西、中の原、朝倉東C、朝倉東B、出合B、捨

河内A、捨河内B、出合A、棗A、河山B、河山A、河山奥A、河山奥B、河山奥C、朝倉中村A、朝倉中村B、中村A、中村B、朝倉中村C、棗B、棗C、本郷A、本郷B、本郷C、野田、樋の口、朝倉西C、朝倉西B、朝倉西A、仲仙道、朝倉東A、院身C、院身D、院身B、院身E、院身A、大杉、蓼野B、立戸A、立戸B、広石、広石上A、広石上B、広石上C、上沢田、上沢田B、新町、迫、久保田B、久保田、溝上、迫田、八ヶ迫B、八ヶ迫A、山根A、山根B、有網、有飯A、有飯B、立河内A、立河内B、立河内中、立河内上、幸地A、幸地C、幸地B、亀原B、亀原A、立河内C、亀原C、亀原D、恩給A、恩給B、下沢田A、下沢田B、下沢田C、下塚B、下塚A、九郎原、河津A、河津B、長瀬、金山谷A、金山谷B、金山谷C、初見上、初見、新田、新田下、柏谷B、柏谷A、田野原A、田野原B、樋口、岡下、岡上、吉舛、蔵木A、蔵木B、藤根、重則、星坂A、星坂B、九郎原A、田野原C、柿木谷、釣川、杉山A、杉山B、杉山C、杉山D、甲島、島ヶ原、古迫、小野原、夜打原C、柿木第一、柳原A、夜打原B、夜打原、月瀬A、月瀬B、月瀬C、月瀬D、月瀬E、月瀬F、落合、七瀬A、七瀬B、中間A、中間B、上木部A、上木部B、上木部C、上木部D、上木部E、中間C、久領、七瀬C、木部谷、柿木中村A、柿木中村B、下木部、向津B、伊豆師、殿明、中組、向津A、月瀬G、月瀬H、柳原B、坂本C、猿走、松原A、黒淵A、黒淵B、黒淵C、中条、黒淵D、黒淵E、猿田原、黒淵F、黒淵G、中河内B、椈谷C、椈谷B、椈谷A、土場、茂土路、松原B、菅原B、菅原A、古本、平野、本郷下B、折橋、口屋A、口屋B、口屋C、本郷上北、本郷上、本郷下、亀田、伊豆原、栗ノ木、坂本B、坂本A、柿木、役場裏、旭、下河内、上白谷、白谷B、白谷C、大井谷A、大井谷B、大井谷C、大井谷D、大井谷E、大井谷F、井手ヶ原、白谷A、法師淵B、法師淵、法師淵C、法師淵D、原手B、原手A、下ヶ原上、下ヶ原、柿木村福川A、柿木村福川B、殿明3、柿木村福川C

(2) 土石流

上高尻谷、カツバン谷、中井谷B、藤井谷、大和田谷、中市谷、小野口谷川、茶畑谷、カンノン谷、七日市足谷川C、田丸、伊勢原谷、うなみ谷川、樋の谷川、三島樋の谷、西ヶ谷川B、西ヶ谷川C、上高尻B、坂折川A、坂折谷、光長谷川、甲羅谷川A、炎ヶ迫谷、仮屋谷川、上伊谷川A、荒谷、蓼野、オオマルイワ、河山B、下河山谷、家ノ後溢、石原谷、本郷谷、大杉谷川、朝倉西E、立戸川B、天ヶ迫谷川、椿城谷川、漆迫谷川、山根谷、入江谷川、幸地畑川A、幸地畑川B、蓮花寺谷川、段原下谷川、段原谷川、へイロク谷、立戸A、立戸B、立戸C、立戸D、畑詰川、河津迫谷左、柏谷川A、柏谷川B、樋口谷川、太ノ妙川、蔵根谷川、田野原A、杉山谷川左支溪B、大楠谷川、本郷中谷、小峠谷川、堀切谷川、越峠谷川、目ナゴ谷川、井出ヶ原B、大井谷川右支溪、井出ヶ原A、法師淵谷川、本溢谷川下、菅原谷川A

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所及び吉賀町役場において一般の縦覧に供する。）

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第7号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年10月30日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

沈降B型肝炎ワクチン接種料の項の次に次の1項を加える。

ジノプロストン膈内留置用製剤使用料 1回につき 25,000円